

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
58	4	ADIが設定されている農薬については科学的なデータに基づきリスク評価が行われていることから、個別の農産物ごとの残留基準が設定されていない場合にも、一律基準を適用するのではなく適正な基準値を設定してほしい。海外基準の参照にあたっては、ADIの範囲内において諸外国ですでに認められている高い基準を採用してほしい。	(社)日本青果物輸入安全推進協会	D64	残留基準は、農薬の適正な使用に基づき設定されるもので、一方、一律基準は、使用が認められない農薬や農産物に対し適用されず。従って、ADIの範囲内で「適正な基準値を設定」することは困難です。また、個別の農薬について、「ADIの範囲内で諸外国で既に認められている高い基準」を検討し採用することは困難です。
59	4	食品添加物として指定されている農薬等に関しては暫定基準の対象にしないとされているが、レモン果皮を加工食品の原料に用いることなどに関連する安全上の問題を考慮して然るべき措置を講じるべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	食品添加物として適正に使用されている限り、安全上の問題は生じないと考えています。
60	4	各食品別のMRLはADIと摂取量により自ずと定まるものと考え、最終案で示された基準値は外国基準を参照したり、登録残留基準を採用するなど、科学的・論理的な基準値とは言い難いものがあると考え。今後、日本の食生活に即した科学的・論理的な基準値設定への努力をお願いしたい。	(社)日本果汁協会	D83	暫定基準の設定対象となる農薬は非常に多いため、各農薬についてADI、作物残留量及び摂取量を踏まえた基準を暫定基準として設定することは困難です。このため、暫定基準の設定にあたっては、国際基準や国内の登録残留基準などを参考としています。暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
61	4	パプリカパウダーについて、その他のスパイスとする場合、乾燥重量10分の1とすると以下の農薬(別添略)について超えてしまうので考慮してほしい。	Felix Reverte Salcedo (スペイン)	F18	パプリカ(ジャンボピーマンを除く。)については、「その他のなす科野菜」の分類することとします。
62	4	提案された基準をモニターするバリデートされた試験法が一般的に利用可能でない。さらに、いくつかの物質については、検出限界が基準値となっている。お茶はとても難しいマトリクスを持っている。	欧州茶協会 (European Tea Committee)	F25	試験法に関しては、平成15年度より3年計画で検討を進めており、経過等についてはホームページにて公表してきたところです。基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能です。厚生労働省では、分析法の一例として、ホームページに公開することとしています。
63	4	スパイス(チリペッパー)のMRLについて、スパイスのMRL(提案された暫定MRLを含む)が37回CCPRで採択されている(別添A)。乾燥チリペッパーとスパイスがステップ5で検討されている(別添B)。インドで登録されている以下の農薬(別添C)について、日本の暫定基準のリストにない。	スパイスボード (インド)	F4	コーデックス総会で採択された基準値につきましては、反映させることとします。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
64	4	米国やその他の国の緊急的な基準についても、迅速に検討し、暫定的に受け入れるシステムを作るべき。	アメリカ合衆国小麦連合会	F6	残留基準の設定を行う際には、食品安全基本法に基づき食品安全委員会において食品健康影響評価を行うことが必要であり、諸外国の基準を緊急的にそのまま受け入れることは困難です。米国等においては緊急時でも登録などの審査が行われており、我が国に輸出される食品について農薬等がある程度残留する可能性があり、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
65	4	現在、インドでMRLが設定されている、あるいは設定される予定である基準値について、貴省が公表しているポジティブリストに含め、基準値を設定してほしい。	在日インド大使館	G11	根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
66	4	ほうれん草と枝豆について、台湾では以下の農薬について基準値があるので採用してほしい。	台北駐日経済文化代表	G5	根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
67	4	1. 大豆、コーヒー、かんきつ類について、基準の定められている成分の違いや、ブラジルの基準値が日本の基準値よりも大きなものがある。 2. 特に、シプロコナゾール、エポキシコナゾール、フルキンコナゾール、フルトラニル、テブコナゾール、トリフロキシストロピン、テトラコナゾール、ピラクロストロピンなどの殺菌剤について大豆やコーヒーに登録されているが、これらブラジルで汎用されているものについて、日本の基準がない。 3. ブラジルは、90年代からコーデックスに参加し、国として科学的評価に基づきMRLを定めてきた。日本は米国など科学的評価に基づき基準を設定している国の基準を受け入れるとしている。私たちは、ブラジルのMRLについても日本の厚生労働省が同様に受け入れ、暫定基準としてブラジル基準値を採用すべき。(別添リストあり)	ブラジル政府	G8	暫定基準の設定にあたっては国際基準を基本としており、国際基準などがない場合科学的根拠に基づき基準を設定し我が国の要請に対し協力を返答した米国、EUなど5カ国(地域)の基準を採用したものです。要請がある農薬については、根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
68	4	家きんの筋肉に基準が設定されているいくつかの汎用されている農薬等について、コーデックスのMRLを下回っている。(別添リスト黄色マーク)これらについて、コーデックス基準に整合させるよう要求する。	ブラジル政府	G8	ご意見の全ての物質について、コーデックス基準が確認できないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
69	4	カカオ豆について、エクアドル国内で汎用されているいくつかの農薬(別添略)について、2国間の利益のため、当方から提案する数値に変更して頂きたい。	エクアドル共和国大使館	G17	根拠となる残留試験データなどが提出されていないことから、採用できません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
70	4	実際に検査等で運営するにあたり、基準値案の項目の定義が明確でないので、何らかの形で記載が必要であると考えます。 たとえば、畜産物の項目で牛について見ますと、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、食用部分に分かれる、食用部分については前の4つの部位以外のことを示すのか、それともほかに意味があるのか。また霜降り肉の様に筋肉内に脂肪が混在している検体も筋肉としての基準値が適用されるのか、明確にしていきたい。 特に脂肪については、その基準値は脂肪組織又は脂肪部分の全重量当たりの濃度と理解しているが、それではよろしいか。というのも昭和62年8月27日付衛乳第42号の通知では暫定基準が脂肪中濃度で示されているため、筋肉であろうが脂肪組織であろうが、溶媒で抽出した脂肪当たりの濃度で評価される。そのため今回の暫定基準値の脂肪については、脂肪中濃度と混同しやすいことから、説明が必要である。	東京都健康安全研究センター	D31	「食用部分」については、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓を除く食用に供される部分を示します。 「筋肉」については、食肉中の筋肉部分に適用されることから、分析に当たっては食肉中の脂肪部分を除去することが必要です。なお、この区分にはコーデックス基準における「meat」や「muscle」が該当します。 また、「脂肪」については、食肉中の脂肪部分及び脂肪組織に適用されるため、分析に当たっては食肉中の筋肉部分を除去することが必要です。なお、この区分にはコーデックス基準における「meat (fat 又は in the fat)」や「fat」が該当します。
71	4	暫定基準にコーデックス基準を採用していない事例について、その理由を示されたい	中国政府	G19	暫定基準については、2005年7月に開催されたコーデックス総会で最終合意された基準については、すべて採用することとしており、最終案の中で未だ反映されていないものについても最終的に修正することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
72	4	暫定基準の設定に当たり米国等の5カ国を参考にしているが、食生活の似た東南アジア諸国も参考国とすべきである。中国では科学的評価に基づき137の農薬、92の動物用医薬品について残留基準を設定した。是非、これら基準を参考にすべく、中国を参考国として採用されたい。	中国政府	G19	JMPR及びJECFAで科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定しており、これらのデータについて提供可能であると申出のあった国(米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドの5ヶ国(地域)(平成15年4月11日に開催された食品輸入円滑化推進会議において在京各国大使館へ通知し協力の申し出があった国))の基準を参考に、暫定基準を設定することとしました。貴国からは協力の申し出がなかったことから、要望については受け入れられません。
73	4	一部の暫定基準に5カ国の参考国の基準の平均を採用しているが、科学的ではない。参考国の基準の最大値を採用すべきである。	中国政府	G19	暫定基準の設定に当たっては、コーデックス基準がなく、我が国で設定された基準がない場合には、協力の申し出のあった国の基準を参考にすることとしました。その際、複数の国に基準がある場合には、それぞれの国では、それぞれの基準が国内産品はもとより輸出品にも適用されていること、これらの国では残留試験結果等に基づき科学的な方法によって基準が設定されていると考えられること、WTOの中でいずれの基準も有効なものとして取り扱われていることなどから、その平均値を採用することとしたものです。
74	4	暫定基準の設定に関し、様々な方法で行っており、一貫性がない。例えば、DicofolのショウガについてEUとニュージーランドの基準があるのに平均をとらず、EUの基準を採用している。また、Diflufenicanに関しては、オーストラリアの基準を全く採用していない。	中国政府	G19	暫定基準は、①国際基準であるコーデックス基準、②国内の農薬取締法に基づく登録保留基準(動物用医薬品にあつては、薬事法に基づく承認時の定量限界等、飼料添加物にあつては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく指定時の定量限界等)、③JMPR及びJECFAで科学的な評価に必要とされている毒性試験結果などのデータに基づき残留基準を設定し、これらのデータについて提供可能であると申出のあった国の基準を参考にし、一定のルールで設定を行っています。また、ご指摘の事例について、ジコホルのショウガに関するニュージーランドの残留基準が3mg/kgとの記載がありますが、これは果実及び野菜の基準であり、ショウガは含まれていません。また、ジフルフェニカンに関しては、既にオーストラリアの基準を反映したものに修正しています。
75	4	同類の食品の残留基準における差について説明されたい。	中国政府	G19	食品分類間での基準値の違いに対する指摘ですが、残留農薬等基準の設定は、単に食品の摂取量だけでなく、農薬等の適正な使用に基づき行われるものです。我が国における残留農薬基準設定では、推定される農薬の摂取(暴露)量の合計と、環境中からの暴露量との和が、各種の毒性試験に基づいて設定されたADIの範囲内に収まるように基準を設定するのと考え方をとっており、この考え方は国際的な考え方と同様です。なお、ポジティブ制度の導入に当たり、現行の基準については変更しておりません。
76	4	ヘキサフルムロン、ホキシム、エマメクチン安息香酸塩のように参照した基準が不明確なものがあるが、その設定方法を示されたい。	中国政府	G19	ご指摘の事例は設定ルールの類型6-4、6-5に相当するものです。類型6-4は一律基準までの分析が困難であるため、分析法の定量限界に相当する値をもって基準を設定したものです。また、類型6-5は、一律基準未満の基準が一部の農産物等に設定されているため、既に設定されている残留基準の中で最小の値をもって基準を設定したものです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
77	4	暫定基準に現行の基準を採用しているものと採用していないものがあるがその根拠を示されたい。	中国政府	G19	これまでに設定されている現行の残留基準は、暫定基準として再設定されるものではありません。
78	5	オレンジの果皮とレモンの果皮について、これらは「その他のスパイス類」に分類されているが、「オレンジ」「レモン」の基準より低く設定されていたり、同じだったりするものがある。こういった項目に関しては、「オレンジ」または「レモン」の規格基準を満たした原料の実と皮を分別し、オレンジの果皮またはレモンの果皮を製造しても、果皮としては「その他スパイス類」の規格基準を超えてしまう可能性が非常に高い。この場合、「その他スパイス類」として即違法となるのか、それとも原材料である「オレンジ」「レモン」にさかのぼって適法性が判断されるのかわかり難い。以上のことから、柑橘類(皮)の基準を別途立ち上げていただきたい。	サントリー(株)	D1	オレンジの果皮及びレモンの果皮は、果実全体を対象として残留基準が設定されることから、当該加工食品の基準適合性については、原材料であるオレンジ若しくはレモンにより判断することとします。なお、みかんの果皮(いわゆる陳皮)については、「その他のスパイス」の基準を適用します。
79	5	「不検出」とされている農薬等において、果汁の取り扱いが不明確である。清涼飲料水の成分規格のヒ素、鉛、カドミウムも同じく不検出という規格基準であるが、その試験法は「湿式分解法:検体100g(希釈して飲料に供する清涼飲料水にあたってはその飲用に際して希釈する倍数の値で、濃縮した原料用果汁にあたってはその濃縮した倍数の値で100gを除いた量)を採り、・・・」となっており、濃縮した原料用果汁についてはストレートに戻した状態で試験に供することとなっている。「不検出」が規格基準である農薬等の試験法の濃縮した原料用果汁についてのサンプリング法も、同様に、ストレートに戻した状態で試験に供することとしていただきたい。濃縮状態で試験に供するのは、原料農産物を必要以上に高感度な分析方法で検査していることと同じであり、また不検出が規格基準である清涼飲料規格の分析方法とも整合性がとれない。濃縮果汁についての基準適合性の判断は全てJAS法上の基準Brix換算で行ってほしい。(同旨1件)	サントリー(株)・(社)日本果汁協会	D1・D83	加工食品の基準適合性の判断は、原料となる農産物の基準値が判断の基本になり、濃縮倍率は考慮することとなります。また、基準への適合性を判断する方法としてJAS法上の基準Brix換算が適切か否かについては慎重に検討する必要があると考えます。
80	5	主原料を対象にした制度にするようQ&Aで指導して頂きたい。 ① 一般に加工食品においては、使用される調味料等の副原料を加えると数十種類に及びます。これらの原料の全てについて、このポジティブリスト制を適用するとすれば、調査のみで多大の時間を要し精度の高い対応は不可能と考える。 ② 食品加工の実態から判断し、原料として使用量が5%以下のマイナー原料についてより、主要原料を中心に対応するよう、Q&Aに記載して頂きたい。安全性の確保の観点からもこの方が有益と考える。	日本エキス調味料協会	D10	加工食品における残留農薬対策は、従来と同様に、基準に適合する原材料を使用することが原則です。加工度の高い加工食品では調査範囲などが広範になりますが、違反事例の有無、残留の蓋然性などを参考に管理を行うべきと考えます。
81	5	加工食品について、水分濃縮や抽出による農薬等濃縮、移行に伴う残留農薬等の含有量の扱いについてのどのような考え方で対応するのかご教示願いたい。インスタントブラクティー(IBT)・インスタントグリーンティー(IGT)は茶葉の可溶性成分を抽出し濃縮後にスプレードライヤーなどで乾燥させた加工食品である。この場合、濃縮果汁と同様に濃縮係数を乗じる方法で可能と認識して宜しいか。可能な場合は濃縮係数をご教示の上、明文化頂きたい。(同旨4件)(日本紅茶協会としては、濃縮係数として3.5を提案する。)	社団法人日本植物油協会・日本紅茶協会等	D17・D28・D80・F28・F31	加工食品の基準適合性については、水分含量や濃縮率などにより原材料に換算した値を判断の目安とすることとしていますが、個別の農薬・農産物、加工工程により加工食品における残留状況は異なることから、科学的に加工係数を検討している場合は、その値を換算に用いることとします。
82	5	加工食品等の国際規格については、機械的に国際規格を採用せず、日本の食習慣にあうよう、基準を見直すべきである。	反農薬東京グループ	D21	暫定基準の設定にあたっては、我が国がWTO条約に加盟することから、国際基準であるコーデックス基準を基本としたものです。コーデックスにおける残留農薬基準の設定においては、各地域の食品摂取量に基づく評価を行っています。